| | | |
|---|---|---|
| 第三十四条の七十四第三項第三号 | | |
| 銀行業務関連苦情を | 中間決算公告等 | 第三十六条の二第二項 |
| 銀行業務関連苦情（農業協同組合法第九十二条の八第二項に規定する信用事業等関連苦情及び農林中央金庫法第九十五条の八第二項に規定する農林中央金庫業務関連苦情を含む。）を以下この号において同じ。）を | 決算公告等 | 公告 |

| | | |
|---|---|---|
| 別表第一貸出金等に関する指標の項 | | |
| 六　中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する貸出金（外国に所在する営業所の貸出金及び特別国際金融取引勘定に係る貸出金を除く。）残高及び貸出金の総額に占める割合 | 有価証券 | 公告（同条第一項の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に関する公告を除く。） |
| 六　主要な農業関係の貸出実績 | 貯金等、有価証券 | 公告 |

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係）

**第三十六条**　法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 読み替える命令の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第四条の六 | 次に掲げるもの | 次に掲げるもの及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。） |
| 租税特別措置法施行規則第二十二条の十八の四第一項 | 次に掲げるもの | 次に掲げるもの及び特定承継会社 |
| 租税特別措置法施行規則第二十二条の十九第一項 | 前条第一項各号に掲げるもの | 前条第一項各号に掲げるもの及び特定承継会社 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 租税特別措置法施行規則第二十二条の二十の二第二項及び第二十二条の二十の三第二項 | | | 第二十二条の十八の四第一項各号に掲げるもの |
| 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十二条第四項 | | | 第二十二条の十八の四第一項各号に掲げるもの及び特定承継会社 |
| 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二条 | 金融機関 | | 第四十二条第三項 |
| 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項 | 次に掲げる者 | 以外の者 | 第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）に掲げる者及び特定承継会社以外の者及び特定承継会社 |
| 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十五条第一項第二号 | | | 金融機関及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）に掲げる者及び特定承継会社 |
| 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第一号の二イ⑵ | | | 金融機関及び特定承継会社をいう |
| 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第十四号の二イ | | | 金融機関及び特定承継会社をいう |
| 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第六条の三 | 次に掲げる者 | | 次に掲げる者及び特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。） |
| | に対して | | 及び特定承継会社に対して |
| 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十三条第二項第一号及び第三十四条第五項第一号 | 次に掲げる者 | | 次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。） |